

甲州議第104号  
令和7年8月20日

甲州市市政調査隊  
代表 三村 啓予 様

甲州市議会議長 広瀬 明弘

甲州市議会議長への公開質問状に対する回答について

令和7年7月31日付、公開質問状につきまして、別添のとおり回答いたします。

## 甲州市議会議長への公開質問状に対する回答書

令和7年7月31日に提出されました「公開質問状」に対し、下記のとおり回答いたします。

なお、「公開質問状」は、甲州市議会議長他複数名あてとなっておりましたが、甲州市議会議長として回答させていただきます。

### 記

1. 岡部紀久雄元議長はその議長職にある間に、警察が議会事務局から捜査資料として高畑一幸議員等の政務活動費領収書等を複数年分押収されたという、議会として決して看過しえない事案が生じた時点で、なぜ全議員にそのことを知らせ事案の共有をしなかったのですか。お答えください。

#### 【回答】

ご質問のとおり、当時の議長（岡部紀久雄議長）は、警察が議会事務局から、高畑一幸議員の政務活動費に関する関係書類等（領収書等）を複数年分、捜査資料として押収した事案について、把握しておりました。その上で、この事実を直ちに全議員に共有しなかったのは、刑事捜査は、その性質上関係者の名誉やプライバシー保護、証拠隠滅の防止等の観点から、密行性が原則とされます。本件においては、それに加え、警察から捜査の公平性を期するため、捜査で知り得た事項の一切を公表しないよう具体的な要請がございました。捜査機関からの直接的な要請があった以上、議会が捜査の具体的内容を公にすることは、捜査活動に支障をきたす恐れがあり、厳に慎むべきであると判断いたしました。

また、捜査段階にある議員の情報を議会全体に共有することは、憶測や予断を生み、当該議員の人権を不当に侵害する危険性がありました。議会の長として、全議員の人権を擁護する責務を負う立場から、司法による最終的な判断が下されるまでは、情報の取り扱いを限定することが適切であると考えました。

以上の理由から、岡部元議長の対応は、捜査の妨げになることを避け、事案の適正な解決を図るため、議員への情報共有を限定的なものにとどめる判断に至り、捜査への協力義務を履行しつつ、捜査の密行性と議員個人の人権を尊重するという、議会の長として求められる責務を総合的に勘案した上での、適切な職務執行であったと認識しております。

2. 岡部紀久雄議長および平塚悟議長は、それぞれ自分が議長である間に、捜査当局に押収された高畑議長（当時）の政務活動費の領収書等が議会事務局に返還され

ているにも拘わらず、「虚偽有印公文書作成・同行使および詐欺罪」に当たる事実があるのか否かを、当該議員の高畑一幸議員の聞き取りをしたうえで、議長自らあるいは議会としての調査を行う議会運営をおこなわなかったのはなぜですか。お答えください。

【回答】

捜査当局に押収された当該議員の政務活動費に関する関係書類等（領収書等）が議会事務局に返還された時期については、平塚悟議長であったと認識しております。当時の議長へ、当該議員である高畑一幸議員から定期的に報告があり、これに対し、本人からの聞き取りをおこなっています。

議会は、3名以上の議員の請求により、政治倫理について審査を行うことはできますが、刑事罰の有無を判断する司法機関ではないため、捜査当局のような強制力のある捜査権限はありません。したがって、聞き取り以上の調査は事実上困難であり、調査には限界があるため本事案に対しては、その正確性を担保することはできないことから、議会として刑事罰の有無を判断する調査を行うことはできないと考えます。

また、警察からは捜査の公正性を保つため、知り得た捜査の内容については口外しないよう要請があったことは、先述いたしましたとおりです。

3. 「政治倫理規定」を掲げる甲州市議会という公的機関において、議長ならびに議長より甲州市議会議員政治倫理審査会（以下「審査会」）委員を委嘱された8名の議員は、4月の議員全員協議会において議長がその設置を決定・表明した「審査会」を、ほぼ4ヵ月後の7月31日時点まで一度も開催しなかった理由・根拠は何ですか。お答えください。

【回答】

ご質問のとおり、4月15日に開催された全員協議会で審査会の設置を決定し、その後8名の委員を任命いたしました。5月29日に第1回審査会を開催すべく委員を招集いたしましたが、委員8名のうち出席者が5名、欠席者が3名でした。

これは、政治倫理規程第7条第2項に定められた「委員の3分の2以上」という定足数を満たさなかったため、やむなく会議を開くことができず、延期となりました。

その後、6月中は甲州市議会6月定例会が開催されており、審査会という重要な案件を並行して進めることは、双方の審議をおろそかにする恐れがあるため、定例会終了後に改めて日程を調整し、準備を本格化させることといたしました。

また、審査請求書に添付されていた、事実を証する根拠書類について、その内容の確認を委員から求められ、確認作業に時間を要したことから、審査会の開催

が遅れる一因となりました。

これらの経緯から、審査会の開催調整に時間を要したのは事実ですが、ご指摘の通り、4か月という期間が経過したことについては、深く反省しており、この点については、市民の皆様に対し、申し開きのしようもございません。今後、このような事態を招くことのないよう、迅速かつ適切な対応に努め、公正かつ透明性の高い議会運営を目指していく所存です。

何卒、ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。